

令和8年度

所沢市放課後児童クラブ

入所のしおり

放課後児童クラブは、【毎年度】申込みが必要です。ご注意ください。

令和8年4月1日からの当初利用申込みは、

令和7年11月13日(木)から12月1日(月)18時30分までです。

令和8年度の変更点

①新規開設するクラブ・・・6ページ

- | | | | |
|----------|----------|----------------------|----|
| ・西富小学校区 | 令和8年4月1日 | 所沢市児童クラブ にしとみ遊学舎 | 開設 |
| ・上新井小学校区 | 令和8年4月1日 | 所沢市児童クラブ KIRACCO 上新井 | 開設 |

②クラブの移転や整備による定員拡大・・・7ページ

- | | |
|------------|--------------------------|
| ・山口児童クラブ | 令和8年4月1日から山口小学校の校舎内に移転 |
| ・第二所沢児童クラブ | 令和8年6月1日から所沢小学校の敷地内に移転予定 |
| ・児童クラブひまわり | 令和8年4月1日から定員を拡大 |

申請書一覧（市HP）

入所案内（市HP）



所沢市 こども未来部 青少年課
所沢市並木1-1-1 市役所高層棟2階
TEL 04-2998-9103（直通）

目次

■ 児童クラブの利用等について	・・・ 1
■ 入所の申込みについて	・・・ 2
■ 提出が必要な書類	・・・ 3
■ 入所選考について（選考基準）	・・・ 4
■ 新規開設クラブについて	・・・ 6
■ 児童クラブの移転等について	・・・ 7
■ 放課後児童クラブ一覧	・・・ 8
■ 放課後児童クラブの保育料等	・・・ 10
■ よくある質問	・・・ 11

■児童クラブの利用等について

■放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的として実施する事業です。

■休所日

日曜日 ・ 国民の祝日 ・ 年末年始（12月29日～1月3日）・特に市長が認めた日

■開所時間

（１）平 日 … 下校時 ～ １８時３０分

（２）土 曜 日 … ８時００分 ～ １８時３０分

（３）学校休業日 … ８時００分 ～ １８時３０分

- ・学校休業日とは…春、夏、冬休み、開校記念日等のこと。土曜日は含まない。
- ・延長保育について

（１）（３）については、緊急対応として１９時まで延長が可能です。（有償）

各クラブの独自事業として実施しています。料金等詳細は各クラブにお問合せください。

■感染症流行等により、学校・学年・学級閉鎖になった場合

学校等閉鎖は感染を防ぐことが目的であるため、当該の学校、学年、学級の児童はクラブを利用できません。閉鎖期間中は、ご家庭での保育をお願いします。

ただし、登校後に閉鎖になった場合は、当日に限りクラブで一時的に受け入れる場合もあります。

その場合、早急に保護者が保護者に代わる方がお迎えに来てください。

■臨時休校となった場合の対応

自然災害等で学校が臨時休校になる場合は、休校の目的を踏まえて、原則ご家庭での安全確保をお願いします。

ただし、登校後に臨時下校になった場合は、当日に限りクラブで一時的に受け入れる場合もあります。

その場合、早急に保護者が保護者に代わる方がお迎えに来てください。

■急病等の処置

クラブの活動時間中にお子様が急病等になった場合は、状況に応じて保護者に連絡します。

その際は、速やかなお迎えをお願いいたします。なお、緊急度合により病院へ搬送する場合があります。

■クラブをお休みする場合

- ・仕事の都合や急病等でクラブを休む場合は、必ず保護者からクラブに連絡してください。
- ・保護者の仕事等がお休みの日は、原則としてクラブは利用できません。
- ・休所に対する保育料の日割り・減免はありません。

■帰宅方法について

クラブから帰宅する際は、原則として保護者がお迎えに来てください。また、クラブ活動中の個人的な外出は、児童の安全を確保できないことから、原則認めていません。

■入所の申込みについて

令和8年度の入所期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

令和7年度中にクラブに入所・保留の状態でも、申込みは年度毎に必要です。

■当初入所申込期間

令和7年11月13日(木) から 12月1日(月)18時30分 まで

- ・申込期間を過ぎても随時受け付けますが、優先順位が低くなります。
- ・上記の申込期間は、令和8年4月入所希望の方が対象です。
5月以降の入所希望は、上記期間後にクラブにその旨を伝えて申込みしてください。

■申込書配布場所・時間

令和7年11月1日(土)から配布・ホームページに公開します。

- ・青少年課 8時30分 から 17時15分まで（土・日・祝休日を除く）
- ・生活クラブ 9時00分 から 18時30分まで（日・祝休日を除く）
- ・児童クラブ 11時00分 から 18時30分まで（日・祝休日を除く）

■申込場所

入所を希望するクラブに直接お申込みください。市役所青少年課には提出できません。

申込の受付時間は上記の生活クラブ・児童クラブの配布時間と同様です。

書類の確認や簡単な聞き取り等があるので、郵送での申込みは原則不可とします。

県外在住等、やむを得ず郵送で提出を希望する場合はクラブにご相談ください。

※申込期間内【令和7年12月1日（月）18時30分必着】なのでご注意ください。

■入所要件

入所に当たっては、次の条件をどちらも満たすことが必要です。

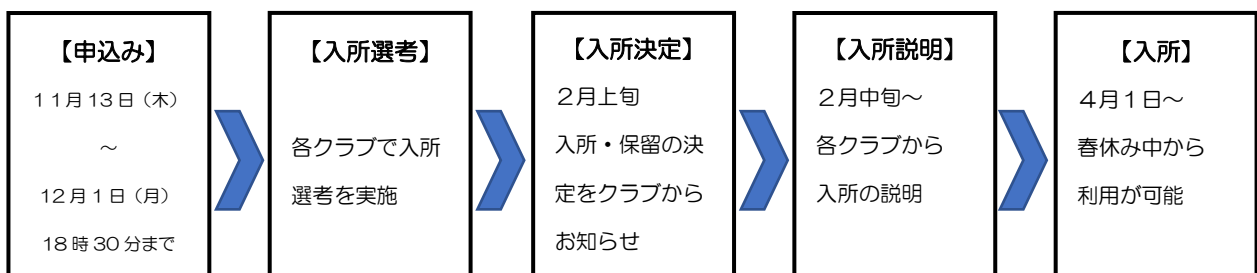
- ・市内に在住 又は 市内の小学校に在学している児童であること。
- ・日中に保護者が不在であること。（3P「申込事由」及び下記参照）

【具体例】・会社等に就労している。 ・就職のために学校に通学している。
・自営労働に専従していて保育ができない。・怪我や病気、障害のため保育ができない。
・親族等を介護していて保育ができない。 等

※育児休業取得中は「日中不在」扱いになりません。

■申込から入所までの流れ

【4月入所・当初申込の場合】



■提出が必要な書類（①～④をご用意ください）

①入所申込書

「家族構成」の欄には、同居する人全員を記載してください。

②児童状況書

- ・出身保育園・性格・平熱・アレルギー等についての調書です。
- ・身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳、支援級就学の決定通知や慢性的な病気・発達上の問題等で診断書をお持ちの児童は、その写しを添付してください。
- ・通勤時間は入所選考に用います。虚偽のないよう、また、保育園へのお迎えや買い物等を含めず、自宅から職場の最短経路で記入してください。

（クラブがインターネットなどで最短経路を調べることがございます。）

③自宅案内図 ※兄弟姉妹であれば、原本1部の他はコピーで提出可能です。

- ・クラブから自宅までの略図を記入し、クラブから自宅までの経路を朱線で示してください。

④就労等を証明する書類 ※兄弟姉妹であれば、原本1部の他はコピーで提出可能です。

申込事由	提出が必要な書類 (申込事由により提出が必要な書類が異なります)
就労	・<u>就労証明書（すべての方）</u> ※記載から3か月以内有効 ＋ 自営業の場合：「法人の登記事項証明書」「確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）」「委託契約書」等の写し ＋ 所定労働時間の定めが無い場合は、直近3か月の就労状況がわかるシフト表等 ・<u>保育士、幼稚園教諭、保育教諭として市内の認可保育園、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所に就労している方</u> ＋ 保育士証又は保育士登録事務センターの申請受付、幼稚園教諭免許、保育教諭免許の写し ・<u>放課後児童支援員及び補助員として市内の放課後児童クラブに就労している方</u> ＋ 就労証明書備考欄にその旨を記載 ・<u>生活保護受給世帯</u> ＋ 『生活保護受給証明書』 ・就労先が複数ある場合は、全ての就労証明書を提出してください。
就学 (就職のための通学)	①『状況書』（別紙5） ②在学証明書 又は 合格通知の写し ③時間割など学校の終了時刻が確認できる書類
疾病	①『状況書』（別紙5） ②医師の診断書 ※原則、半年以内に記載されたものが有効 （診断名だけではなく、<u>児童の保育ができない旨</u>が記載されたものが必要）コピー可
障害	身体障害者・精神福祉・療育手帳の写し
介護・看護	①『状況書』（別紙5） ②医師の診断書（コピー可） 又は 各種手帳・介護保険被保険者証の写し ③介護・看護のスケジュール表
求職活動	『誓約書』（別紙6-1） ※生活保護世帯は ＋ 『生活保護受給証明書』 （就職内定中で証明書の交付が受けられない場合は、内定通知書および募集要項など就労条件のわかるものの写し）
出産	母子手帳の写し（出産予定日及び保護者氏名が確認できる部分）

※上記の申込事由に該当しない方や、DV や離婚調停中等の理由で証明する書類を準備できない方は青少年課までお問合せください。

■入所選考について

各クラブの定員・受入可能数を超えた場合は、市の「所沢市立児童館生活クラブ運営基準」「所沢市立児童クラブ運営基準」に定める入所選考基準に基づき、各クラブにて入所選考を行います。

以下の【基本指数】と【調整指数】の合計数が高い方から入所を決定します。

（基本指数は、世帯の中で最も低い保護者の指数で選考します。）

■基本指数

区分		現況	指数
①就労 (A+B)	A 勤務日数	月 20 日以上 (週 5 日以上)	10
		月 16 日以上 20 日未満 (週 4 日以上)	9
		月 12 日以上 16 日未満 (週 3 日以上)	7
		月 12 日未満	4
	B 終業+通勤時間	18 時 01 分 ~ 18 時 30 分	10
		17 時 31 分 ~ 18 時 00.分	9
		17 時 01 分 ~ 17 時 30 分	8
		16 時 31 分 ~ 17 時 00 分	6
		16 時 01 分 ~ 16 時 30 分	4
		15 時 31 分 ~ 16 時 00 分	3
		15 時 01 分 ~ 15 時 30 分	2
		15 時 00 分まで	1
②就労 (その他)		内職、ポスティングなど出来高払い製の業種	10
③介護・看病		自宅外介護・看護 (施設入所・長期入院等は除く)	①に順ずる
		自宅内介護・看護	16
④疾病		入院療養中	20
		自宅療養中 (常時臥床)	20
		自宅療養中 (その他)	18
⑤障害		『身体障害者手帳』又は『精神障害者保健福祉手帳』1／2 級 又は、療育手帳A／A／B	20
		『身体障害者手帳』又は『精神障害者保健福祉手帳』3 級 又は、療育手帳C	18
⑥出産		出産の場合	18
⑦災害		震災、風水害、火災、その他の災害により自宅が損壊し、長期にわたり復旧にあたる場合	23
⑧その他		求職中 (ひとり親世帯に限る)	15
		求職中 (上記以外)	7

※①就労（A+B）の通勤時間は、児童状況書に記載されている時間とします。

※保護者が就労のために就学している場合、①就労に準じて指数を採用します。

※一人が複数の区分に該当する場合でも、適用は1区分とし、指数が高いほうを採用します。ただし、「①就労」と「③介護・看病」に該当する場合のみ、介護・看病に費やす日数・時間を就労に加算したものを基本指数とします。

■調整指数

項目	現況		指数
児童の学年	1年生		11
	2年生		8
	3年生		6
	4年生		3
	5年生		2
	6年生		1
世帯状況	両親不在世帯（基本指数は祖父母等で判定）		3
	ひとり親世帯		2
	単身赴任世帯（6ヶ月以上）		1
在宅親族の有無	在宅の親族（成人）がいない（1～3年生）		1
生活保護世帯	生活保護受給世帯（就労による自立支援につながる場合）		1
障害の有無	障害がある児童（1～3年生）		5
	障害がある児童（4～6年生）	4年生	3
		5年生	2
		6年生	1
兄弟姉妹	兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む）で同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合		1
保護者	育児休業を終了した場合		1
資格	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員及び補助員として、所沢市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブに就労（資格取得予定、勤務予定含む。）		1
その他	その他の事情で、児童の保育を特に考慮しなければならない場合		適宜

※「生活保護世帯」については、「基本指数」の『①・②・⑧（求職中）』該当者のみ加点します。

※「兄弟姉妹」については、兄弟姉妹のうち、兄と姉に該当する児童全員に加点します。

※「障害がある児童」とは、次のいずれかに該当する児童です。

- ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している児童
 - ②専門機関において障害があると判定された児童
 - ③特別支援学校小学部又は特別支援学級に通学する児童
- （①～③いずれも証明書類の提出が必要です）

※入所申込人数が多いクラブは、下記ルールで入所・保留の順位を決定します。

入所辞退等の理由で受入が可能になった場合、保留家庭には下記の順番でお声掛けいたします。

■令和7年度中（令和8年3月31日まで）

- ①当初申込期間中申込者の合計指数順
- ②当初申込期間外申込者の申込順

■令和8年度中（令和8年4月1日から）

- ①申込者の合計指数順に並び替える
（申請時期は影響しません）

※合計指数が複数の児童で同じ場合は、

- ①学年の低い順 ②基本指数の高い順 ③総合的判断 の順番でお声掛けいたします。

■新規開設クラブについて

保留児童が多い小学校区に、令和8年度から新しくクラブを開設することで保留児童の解消を図ります。施設の詳細は、右記二次元バーコードからご確認ください。

※両施設とも当初申込期間中は設備改修等のため、立ち入りできません。

施設内見学等が可能となる時期については、各事業者にご確認ください。

※下記連絡先は、4月以降に固定電話番号に変更予定です。



①西富小学校区新規クラブ

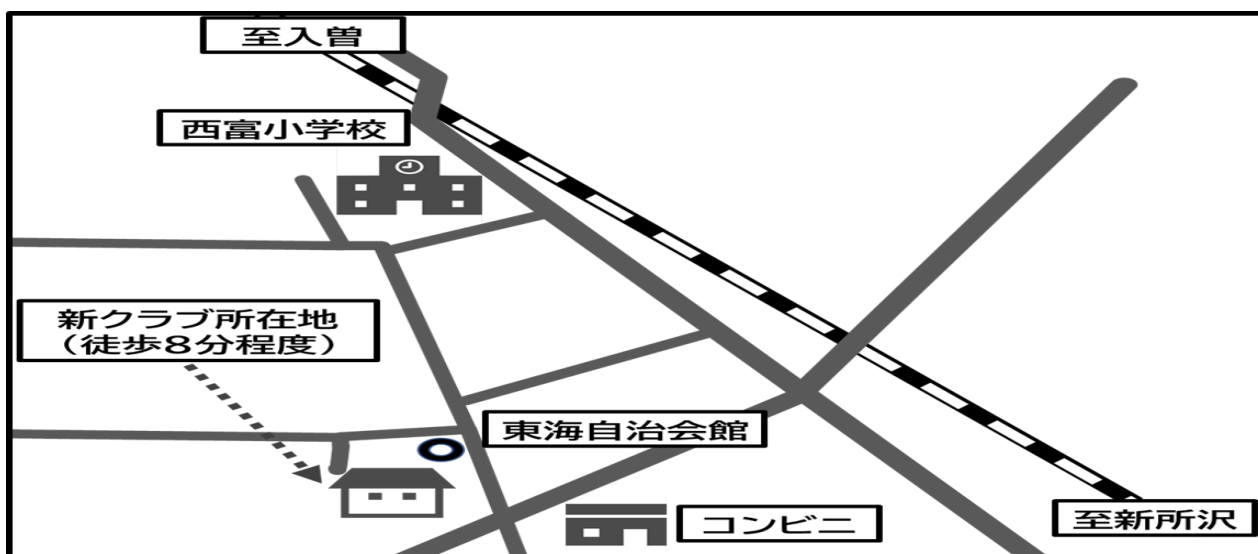
新施設名称：所沢市児童クラブ にしとみ遊学舎 新施設住所：所沢市北中三丁目2-1

運営事業者：特定非営利活動法人みんなのひろば 連絡先：050-1726-3725

申込書類提出場所：こどもの里のびるね（所沢市下富605-1：郵送または持参）

持参での提出をする場合、事前に上記連絡先までご連絡ください。

事業者の特徴：富岡地区を中心に子育て支援事業に取り組んでいる事業者です。



②上新井小学校区新規クラブ

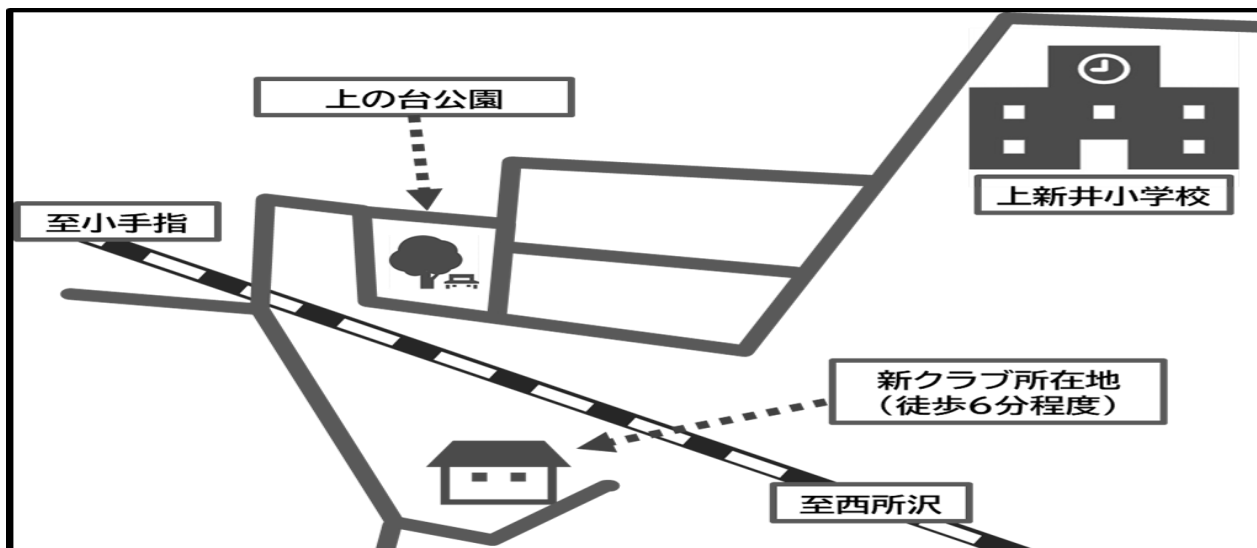
新施設名称：所沢市児童クラブ KIRACCO 上新井 新施設住所：所沢市上新井二丁目42-7

運営事業者：株式会社かくどう舎

連絡先：080-3120-0342

申込書類提出場所：KIRACCO 小手指（小手指元町3-16-10：郵送または持参）

事業者の特徴：児童クラブ（市内8カ所）や放課後等デイサービス等を運営している事業者です。



■クラブの移転・定員増（山口・第二所沢児童クラブ・ひまわり）

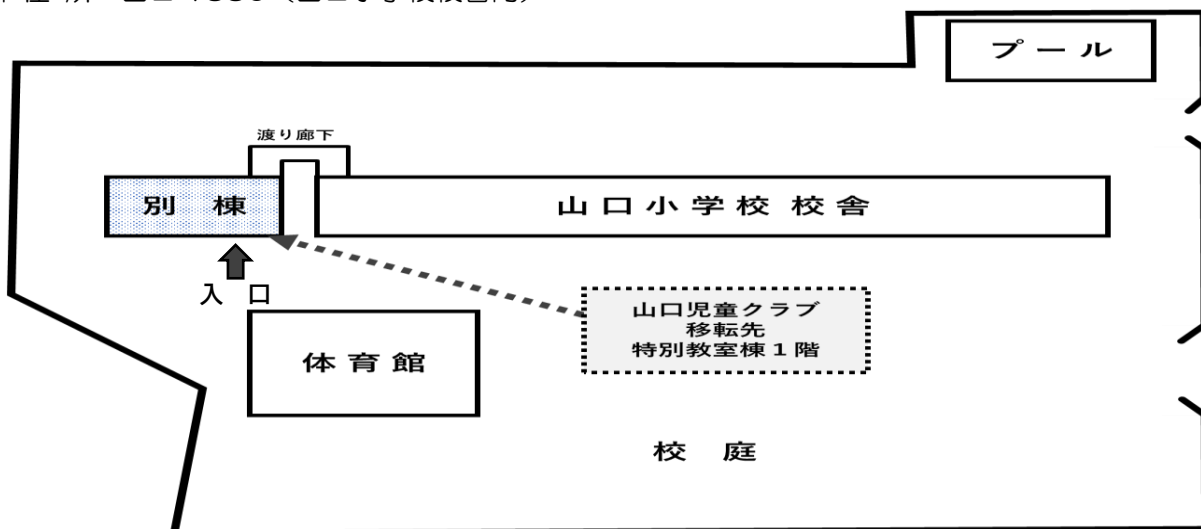
①山口児童クラブの移転

移転時期：令和8年4月1日から 支援単位：1支援単位 から 2支援単位 に変更

定 員：39名 から 60名 に変更

現 住 所：山口 1981 番地の1 ※申込書類はこちらにご提出ください。

新 住 所：山口 1550（山口小学校校舎内）



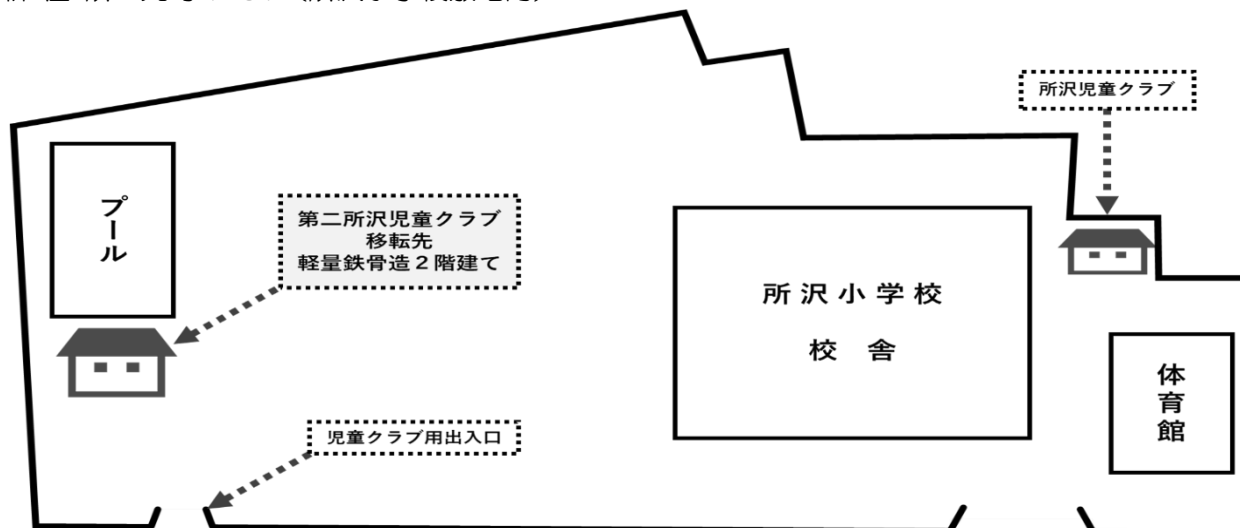
②第二所沢児童クラブの移転

移転時期：令和8年6月1日から（予定） 支援単位：2支援単位から変更なし

定 員：91名 から 100名 に変更

現 住 所：星の宮一丁目6番 12 号 ※申込書類はこちらにご提出ください。

新 住 所：元町 7-37（所沢小学校敷地内）



③ひまわりの支援単位増

既存のクラブの2階部分を整備することで、保育専用面積を増やし、受入人数を増やします。

変更時期：令和8年4月1日から

支援単位：1支援単位 から 2支援単位 に変更

定 員：40人 から 80人 に変更

■放課後児童クラブ一覧

■児童館生活クラブ（児童館生活クラブとは、児童館の中で実施する放課後児童クラブのことです。）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	定 員	対応小学校	運営事業者
ひばり児童館生活クラブ	北有楽町 26 番 21 号	2926-8669	60 名	明峰	(株)明日葉
こばと児童館生活クラブ	小手指町一丁目 28 番地の 3	2924-3065	60 名	北中	(公財)埼玉 YMCA
つばめ児童館生活クラブ	久米 783 番地の 1	2922-0410	80 名	南	(株)コマーユ
つばき児童館生活クラブ	山口 5057 番地	2923-6155	70 名	椿峰・山口	(株)明日葉
すみれ児童館生活クラブ	若狭一丁目 2996 番地の 5	2949-3826	40 名	若狭	(福)光輪会
さくら児童館生活クラブ	並木八丁目 3 番地	2998-5912	60 名	中央	(学)マルハ学園
わかば児童館生活クラブ	和ヶ原三丁目 266 番地の 2	2948-3222	40 名	林	(株)コマーユ
まつば児童館生活クラブ	上安松 952 番地の 2	2995-0995	62 名	松井	(株)明日葉
みどり児童館（本館）生活クラブ	緑町一丁目 8 番 3 号	2928-8414	80 名	※北	(株)コマーユ
みどり児童館（別館）生活クラブ	緑町三丁目 16 番 7 号	2928-8826	120 名	清進・※北	(株)コマーユ
やなぎ児童館生活クラブ	東所沢四丁目 16 番地の 4	2944-8819	58 名	柳瀬	(福)法水会

※北小学校の児童はみどり児童館（本館）とみどり児童館（別館）が利用できます。

利用を希望する館に、直接ご提出ください。

■所沢市児童クラブ（民設民営児童クラブ）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	※参考 R7.4/1 入所人数	対応小学校	運営事業者
ひまわり	寿町 10 番 8 号	2968-5355	※ 55 名	所沢	(株)ひまわり
KIRACCO 所沢	星の宮一丁目 1 番 10 号	2936-8050	79 名	所沢・南	(株)がくどう舎
ひだまりみなみ	南住吉 10 番 20 号	2937-6377	40 名	南	(特非)所沢市学童クラブの会
北秋津グロニャンクラブ	くすのき台二丁目 20 番地の 6	2994-2116	39 名	北秋津	(特非)所沢市学童クラブの会
わくわくクラブ	美原町三丁目 2971 番地の 5	2990-8066	45 名	仲栄・美原	労働者協同組合 W.CO たすけあい輪っはっは
KIRACCO 美原	松葉町 11-1 マルハビル B1	2941-6701	8 名	美原	(株)がくどう舎
安松いろえんぴつクラブ	下安松 753-8	2997-9824	29 名	安松	(特非)所沢市学童クラブの会
サクラタウン児童クラブ	東所沢和田三丁目 31 番地 3	2945-1822	40 名	安松・和田	(株)角川クラフト
KIRACCO	東所沢二丁目 16-11BS ビル 1 階	2937-4099	39 名	東所沢・和田 牛沼	(株)がくどう舎
※ にしとみ遊学舎	北中三丁目 2-1	050-1726-3725	40 名程度	西富	(特非)みんなのひろば
KIRACCO 小手指	小手指元町三丁目 16 番地の 10	2941-2884	43 名	小手指	(株)がくどう舎
KIRACCO Sunny	小手指南三丁目 12 番地 6	2937-5509	37 名	小手指	(株)がくどう舎
KIRACCO Ami	小手指町四丁目 4-5 出浦第五ビル	2936-9123	41 名	北野	(株)がくどう舎
上新井すざのこクラブ	上新井五丁目 45 番地の 45	2925-3175	80 名	上新井	(特非)所沢市学童クラブの会
YMCA キッズクラブ	小手指町一丁目 39 番地の 11	080-7254-5401	80 名	上新井・北中	(公財)埼玉 YMCA
※ KIRACCO 上新井	上新井二丁目 42-7	080-3120-0342	40 名程度	上新井	(株)がくどう舎
ASHITA∞キッズ所沢泉小前	山口 647-4	2922-6955	40 名	泉	(株)明日葉

※ひまわりは、令和 8 年 4 月から支援単位を増やして運営します。（詳細：7 ページ）

※にしとみ遊学舎と KIRACCO 上新井は令和 8 年 4 月から新規に開設して運営します。（詳細：6 ページ）

■所沢市立児童クラブ（公設民営児童クラブ）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	《参考》 R7. 4/1 入所人数	対応小学校	運営事業者
所沢児童クラブ	元町7番37号	2922-7389	81名	所沢	(福)わか竹会
第二所沢児童クラブ	星の宮一丁目6番12号 ※ 元町7-37 (R8.6.1～)	2921-6181	144名	所沢	(福)わか竹会
北秋津児童クラブ	北秋津623番地	2995-1945	99名	北秋津	※ ライクキッズ(株)
明峰児童クラブ	北有楽町26番20号	2922-0413	63名	明峰	(株)明日葉
荒幡児童クラブ	荒幡514番地の1	2924-4803	73名	荒幡	(株)明日葉
伸栄児童クラブ	中新井一丁目784番地の1	2942-4101	65名	伸栄	(特非)所沢市学童クラブの会
美原児童クラブ	並木五丁目1番地	2995-2656	63名	美原	※ ライクキッズ(株)
第二美原児童クラブ	並木五丁目1番地	2993-6235	65名	美原	※ ライクキッズ(株)
並木児童クラブ	並木六丁目2番地	2995-6010	42名	並木	(特非)所沢市学童クラブの会
中央児童クラブ	並木八丁目1番地6-112	2995-0971	25名	中央	(特非)所沢市学童クラブの会
松井児童クラブ	上安松407番地の2	2998-4949	54名	松井	(特非)所沢市学童クラブの会
若松児童クラブ	下新井1231番地の2	2992-0341	57名	若松	(特非)所沢市学童クラブの会
安松児童クラブ	下安松839番地の2	2944-5761	47名	安松	(特非)所沢市学童クラブの会
和田児童クラブ	東所沢和田一丁目39番地	2944-9823	67名	和田	(特非)所沢市学童クラブの会
牛沼児童クラブ	牛沼21番地	2994-8800	75名	牛沼	(特非)所沢市学童クラブの会
東所沢柳瀬児童クラブ	東所沢二丁目29番地の5	2944-4032	68名	東所沢・柳瀬	(福)法水会
第二東所沢柳瀬児童クラブ	東所沢二丁目33番地の9	2945-4450	65名	東所沢・柳瀬	(福)法水会
富岡児童クラブ	下富647番地の5	2943-2788	79名	富岡	(株)コマーム
西富児童クラブ	岩岡町715番地の2	2924-5488	75名	西富	(株)コマーム
中富小児童クラブ	中富1004番地の1	2942-7801	63名	中富	(株)コマーム
小手指児童クラブ	小手指元町二丁目28番地の8	2948-1321	72名	小手指	(株)がくどう舎
北野児童クラブ	北野二丁目4番地の1	2947-4439	90名	北野	(株)がくどう舎
第二上新井児童クラブ	上新井五丁目36番地の13	2968-6120	73名	上新井	(特非)所沢市学童クラブの会
山口児童クラブ	山口1981番地の1 ※ 山口1550 (R8.4.1～)	2926-4787	44名	山口	(特非)所沢市学童クラブの会
泉児童クラブ	山口657番地	2925-4444	114名	泉	(株)明日葉
椿峰児童クラブ	小手指南五丁目20番地の1	2949-0627	67名	椿峰	(特非)所沢市学童クラブの会
三ヶ島児童クラブ	三ヶ島三丁目1416番地の9	2948-7578	48名	三ヶ島	(特非)所沢市学童クラブの会
若狭児童クラブ	若狭四丁目2496番地の5	2948-2547	72名	若狭	(特非)所沢市学童クラブの会
林児童クラブ	和ヶ原三丁目99番地の5	2949-1923	46名	林	(特非)所沢市学童クラブの会
宮前児童クラブ	東狭山ヶ丘六丁目2792番地	2926-8327	76名	宮前	(特非)所沢市学童クラブの会

※第二所沢児童クラブと山口児童クラブは、令和8年度中に施設を移転して運営いたします。（詳細：7ページ）

※北秋津児童クラブは、指定管理者を「北秋津児童クラブの会」から「ライクキッズ株式会社」に変更して運営いたします。

※美原児童クラブおよび第二美原児童クラブは、指定管理者を「学校法人マルハ学園」から「ライクキッズ株式会社」に変更して運営いたします。

■放課後児童クラブの保育料等

■保育料

月額 10,000 円

- ・ 同じ世帯で2人以上の児童が同時に同一のクラブに入所する場合、2人目以降の保育料は月額5,000円 になります。
- ・ 月の利用日数が少ない等の場合も保育料の日割りはありません。また、クラブを休所した場合でも、保育料が発生します。
- ・ 支払い方法はクラブによって異なります。クラブにお問合せください。

■傷害保険料

年額 1,000 円 程度 （クラブによって異なります。）

■その他費用

おやつ代や延長保育料等、独自事業の費用として、別途料金を集める場合があります。

■低所得世帯に対する保育料の減免について

市では、低所得世帯等の保育料を減額又は免除しています。

減免を受けるためには、申請が必要です。詳細は、市ホームページや入所決定通知に同封する減免制度に関する案内をご覧ください。

世帯区分	減免する額	減免判定の基となる課税年度
市区町村民税非課税世帯	全額	4月～6月分保育料：前年度の課税状況 7月～翌3月分保育料：該当年度の課税状況
市区町村民税のうち、 所得割額が1万円未満の世帯	半額	
生活保護受給世帯	全額	

- ・ 「世帯区分」は、月の初日における世帯状況で判断します。
- ・ 減免の対象となるのは保育料に限ります。
- ・ 減免期間について、減免判定の基とする課税年度は、7月分から切り替わります。
そのため、減免申請書は年度内に2回提出する必要があります。

■よくある質問

■入所申込に関すること

Q1：保育園用に準備した就労証明書の写しを、放課後児童クラブ申込時に提出しても大丈夫か。

A1：可能です。ただし、提出に当たっては本しおりを確認して必要な書類をご準備ください。

Q2：選考の際に、残業時間は考慮されるか。

A2：残業時間は考慮されません。雇用契約上の労働時間で審査します。

Q3：転居先の住所で申込みは可能か。

A3：転居予定の住所で申込みは可能です。

その際、賃貸契約書や土地契約書等、転居後住所のわかる書類の写しを併せてご提出ください。

Q4：入所申込後に転居になったが、どのような手続きが必要か。

A4：同一学区内へ転居→申込み先の児童クラブに直接ご報告ください。

学区が変わる場合→「3. 放課後児童クラブの実施場所」の対応小をご確認いただき、受入れができない学区へ転居する場合は申請を取下げ、転居後の小学校対応クラブにお申し込みください。

Q5：学区外の児童クラブに申込みはできるか。

A5：申込みは原則として通学する小学校を受け入れているクラブに限られます。（8・9ページ参照）

Q6：クラブの併願はできるか。

A6：併願はできません。保留になった場合、学区に対応した別のクラブに空きがあれば案内をします。

Q7：育休中はクラブの利用ができるか。

A7：育休中はクラブの利用ができません。入所後、育休を取得する場合は退所していただきます。

Q8：現在育休を取得しているが、4月1日からの放課後児童クラブ当初申込はできるか。

A8：職場復帰のタイミングによります。4月1日からの入所申込の場合、5月15日までに職場復帰することが条件です。それ以降に復帰する場合は、5月以降の入所申込となります。ただし、入所が可能となった場合も、クラブの利用ができるのは就労等、保育ができない日に限ります。

Q9：4月から働き方が変更になる予定だが、就労証明書はどの時点の就労状況で記載すればよいか。

A9：固定就労の方は、4月からの見込みの雇用契約内容で記載ができる場合に限り、変更後の就労状況で記載してください。記載ができない場合は、直近の就労状況で審査します。

シフト勤務等の変則就労の方は、点数算出に用いる就労時間の確定が困難なことから、直近の就労状況で審査するため、直近3か月の勤務実績を記載してください。

Q10：夜勤の場合の取扱いはどうなるのか。

A10：日数は、勤務時間が8時間以上で日を跨ぐ勤務の場合は2日として計算します。

その際の時間計算については、宿泊する日は18時30分終業、明けの日は終業時間＋通勤時間＋睡眠時間（7時間）として取扱います。

Q11：在宅勤務だが申込は可能か。

A11：申込み可能です。ただし、通勤時間は0分として取扱います。

Q12：就労証明書の準備が間に合わない場合も提出は可能か。

A12：受付られません。申込みに必要な書類を全て揃えてからご提出ください。

Q13：内定状態で就労証明書の交付が受けられないが、どうしたらよいか。

A13：4月からの働き方の見込みを「誓約書」に記載してご提出ください。

その際、雇用契約書や募集要項や求人情報等があれば一緒にご提出ください。

後日、交付を受けられるようになったタイミングで就労証明書をご提出ください。

（誓約書の内容と大きく乖離している場合、入所取消しになる場合もあります。）

Q14：入所申込は郵送でも可能か。

A14：書類の確認等がありますので、直接クラブに持参して提出してください。

県外在住、疾病等により外出が困難な場合に限り郵送での提出を認めることはありますが、**期限内必着（12月1日（月）18時30分まで）**とさせていただきます。

■入所決定後のこと

Q15：入所申込み後、世帯の状況や就労状況が変わったが、何か手続きはあるか。

A15：住所、世帯構成、勤務先や勤務時間等に変更が生じた際は、速やかにクラブに届出てください。

Q16：児童クラブに入所（退所）したことは、学校に報告したほうがいいか。

A16：どちらの場合も、必ず担任の先生に報告してください。

Q17：勉強の指導はしてくれるのか。

A17：原則として、宿題等の学習指導はいたしません。自主的に行うことは差し支えありません。

Q18：一人帰りはできるか。

A18：原則、保護者によるお迎えをお願いしています。やむを得ず、児童が一人で自宅に帰る場合は、「児童一人帰り（一人登所）同意書」を提出していただきます。

■入所の取り消しについて

クラブの運営に著しい支障が生じるときには、クラブの入所を取消す場合があります。

あらかじめご了承ください。

■入所を取消す事例

- ・申請書類に虚偽の記載があった場合
- ・他人に危害を加えるような行動が頻繁に見られる等、児童が**集団行動に適さない場合**
- ・連絡のないまま欠席が続いた場合
- ・保育料の滞納が続いた場合
- ・既定の時間を過ぎてから児童をお迎えに来る回数が多い場合
- ・クラブや支援員に対して**社会通念上不当な要求を繰り返す**など、クラブの運営に支障をきたす場合